

横浜市消火栓標識柱に関する要綱

制 定 平成 19 年 12 月 12 日

改 正 平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、民間事業者による、消防水利規程（平成元年5月1日消防局達第12号）第3条第1項第1号アに規定する公設消火栓（以下「消火栓」という。）の標識柱の設置、撤去及び維持管理（以下「設置等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標識柱 消火栓の位置を示す標識及び当該標識を掲出するための支柱をいう。
- (2) 設置 新たに標識柱を取り付けることをいう（建替えを含む。）。
- (3) 撤去 既存の標識柱を取り外すことをいう。
- (4) 設置事業者 標識柱の設置等を行う民間事業者をいう。

(設置等事業開始の申請等)

第3条 設置等の事業を開始しようとする者は、「消火栓標識柱設置事業開始申請（様式1）」により、消防局長（以下「局長」という。）に申請し、承認を得なければならない。

2 局長は、前項の申請書を受理したときは、「消火栓標識柱設置事業開始申請回答書（様式2）」により、回答するものとする。

(設置事業者の要件)

第4条 設置事業者は、次の各号すべての要件を満たすものでなければならない。

- (1) 横浜市内に事業所を有すること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）その他の法律の規定により認められた法人で、当該事項を証明できる文書を提出できること。
- (3) 事業を廃止しようとするときには、設置した標識柱をすべて撤去し、設置前の状況に復することを誓約できること。

(標識柱設置の目的)

第5条 標識柱の設置の目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 消火栓部署に際し、有効な目標とするため
- (2) 他都市からの応援部隊の目標とするため
- (3) 消火栓付近の違法駐車を抑制するため
- (4) 降雪、土砂等により、消火栓が目視できない場合の目標とするため

(標識柱の設置手続等)

第6条 設置事業者は、標識柱を設置しようとする場合、当該標識柱を設置する場所を管轄する消防署の消防署長（以下「署長」という。）に対し、道路占用許可申請書、道路占用料減免申請書、道路使用許可申請書及び道路占用廃止届（以下「申請書等」という。）を提出し、署長の確認を受けた後、関係機関への手続を行うものとする。

2 設置した標識柱は、設置事業者の所有とし、消防局が無償で使用する権利を有する。

(設置に関する協議、監督及び指示)

第7条 署長は、設置事業者から標識柱の設置に関し、申請書等（協議）が提出され、その内容が、横浜市道路占用許可基準等、関係法令に適合し、かつ、第5条に掲げる設置目的に適合していると判断したときは、当該標識柱の設置を認めるものとし、必要に応じて監督及び指示を行うものとする。

(標識柱の仕様)

第8条 標識柱の仕様は、「消防水利の標識について」（昭和45年8月19日消防法第442号）によるものとし、別記1及び別記1-2のとおりとする。

この場合において、標識と地盤面との距離は車道上にあっては4.5メートル以上、歩道上、その他の場所にあっては、2.5メートル以上とすること。

なお、広告板を設置する場合については、広告板の最下部からの距離とする。

2 設置事業者は、設置する標識柱に会社名、住所、連絡方法等を明記しなければならない。

(維持管理)

第9条 設置事業者は、定期に巡回を行い、標識柱の状態を点検し、及び把握するとともに、正常な機能の維持に努め、破損、腐食等の不適合状態が認められた場合は、直に新品又は良品との交換等の措置を講じなければならない。

2 設置事業者は、前項の点検内容を標識柱台帳（様式3）に記録しなければならない。

(維持管理の報告)

第10条 設置事業者は、標識柱の維持管理について、次の各号により、局長及び署長に報告しなければならない。

(1) 局長への報告

毎年4月1日現在における各区の標識柱の建植本数

報告期日 毎年4月5日

(2) 署長への報告

ア 標識柱の設置場所、位置等が記載された標識柱台帳

報告期日 標識柱台帳を作成した都度

イ 標識柱の設置等又は第9条第1項に基づき補修工事等を実施した場合における標識柱台帳を添えての工事完了報告

報告期日 工事完了月の末日まで

(標識柱への広告添加等)

第11条 設置事業者が標識柱へ広告添加を行う場合、その内容は、公序良俗に反しないものであり、かつ、関係機関等の許可を受けたものでなければならない。

2 標識柱への広告添加に関する必要な事務、当該広告に関する苦情等の対応は、すべて設置事業者の責任において行うものとする。

3 署長は、標識柱に添加される広告について、その内容が公序良俗に反しないよう監督するものとする。

(費用負担)

第12条 標識柱の設置等に係る一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(協定の締結)

第13条 第3条の規定に基づき設置事業者として承認を受けた設置事業者が、標識柱の設置等を行う場合は、消防局との間において、役割分担、責任の明確化等、必要な事項を定めた協定を締結しなければならない。

(事故発生時等の対応)

第14条 標識柱及び標識柱に添加した広告に起因して発生した事故に係るすべての処理は、設置事業者の責任において行うものとする。

2 署長は、標識柱に起因して発生した事故を覚知したとき又は事故の発生の恐れがあると認めるときは、設置事業者に対し通報するとともに、必要な指示を行うものとする。

(損害賠償責任)

第15条 設置事業者は、標識柱及び標識柱に添加した広告に起因して第三者に損害を与えたときは、その損害のすべてを賠償しなければならない。

2 設置事業者は、前項に定める賠償責任が発生した場合に備え、損害保険等に参加し、その内容を書面により、局長に提出しなければならない。

(消防局の役割)

第16条 局長は、この要綱に定めるもののほか、設置事業者に対し必要な事項をその都度指示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、消防局警防部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

(改正) この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

消 火 栓 標 識 柱 仕 様 書

1 ポール

材質は、一般構造用炭素鋼管（JIS G3444 STK41）76.3φ×2.8mm及び60.5φ×2.3mmを溶接し、全長（アーム部分も含む）を5,820mmに仕上げ、ほこり異物、油脂等の除去を行い防錆塗装後赤色粉体塗装する。ただし、76.3φ×2.8mm、60.5φ×2.3mmの溶接は、補強のため60.5φ×2.3mmの管末にふれ止め用フランジを取付けこれを76.3φ×2.8mm管の中に長さ300mmを差し込み溶接する。

2 補強管（芯金）

ポールの根方より転倒防止のため、JIS G3444 STK41の60.5φ×2.3mm管の長さ1,100mmを亜鉛メッキにしたものを用いる。

3 アーム

JIS G3444 STK41の34φ×2.3mm管を曲げ加工し、ジョイントと共に赤色粉体塗装をする。

4 ジョイント

STKMI 3C E-Cの73.5φ×4.8mmの特殊鋼管を成型加工した後、アームに溶接する。

5 広報欄

材質は、厚さ3mm、幅20mmのJIC-H4040 A6063BE-T5を用いて加工する。アームへの取付けは、厚さ1mm、幅20mmの磨帯綱のバンドを用い、7に定めるボルト、ナットを使用して固定する。

なお、磨帯綱バンドは亜鉛メッキ後赤色塗装してものを使用する。

6 標識板

材質は、JIS 3141 SPCC-SDの板厚0.8mmを用いる。

(2) 形状は、円板とする。

(3) 寸法は、直径575mmとする。

(4) 図柄は、メラミン焼付仕上げとし、地色は赤色とし、文字は白色として、色彩は色むらのないよう均等に施す。

(5) アームへの取付けは、7に定めるボルト、ナット並びに鎖を用いて堅固に取付ける。

7 ボルト、ナット

亜鉛メッキを施した市販品を用い、押ボルトを除き他に使用するものについては、径5mm長20mm以上のボルトを使用し、これに適合するナットを使用する。

8 鎖

材質は、JIS G3505 SWRMの径3.2mmに亜鉛メッキを施したものを長い長さ28mmの輪で7ピッチとする。

ただし、輪の接合は溶接によるものとし、フックを端末につける。

9 矢印板

材質は、JIS 5052 H34の板厚2mmを用い形状寸法は、姿図に示すとおりとする。

ポールへの取付けは、防錆塗装を施したのち白色塗装を行う。

10 広報欄

材質は、JIS 5052 H34の板厚1mmを用い、所定の寸法、形状に整える。広報内容の塗装は、焼き付け方式によるものとする。

なお、広報板枠への取付けは、外れ、脱落等のないようステンレス綱帯のJIS G4304 SUS304板厚0.3mmのバンド並びに7に定めるボルト、ナットを用いて固定する。

11 基礎工事

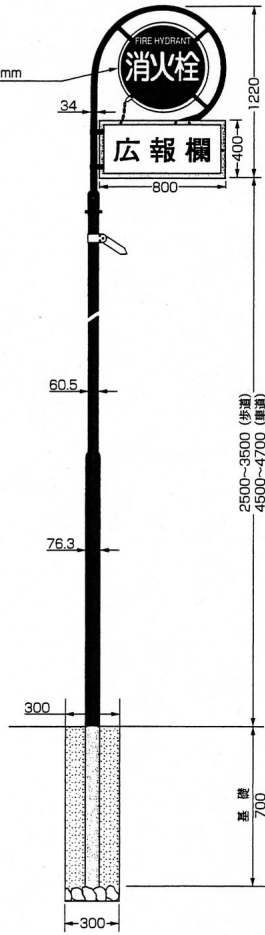
コンクリートの強度は $\delta 7 = 160 \text{ kg/cm}^2$ 以上とし、スランプ $8 \text{ cm} \pm 2.5 \text{ cm}$ とする。

材質にあっては、技術開発の進展にともない、同等以上の強度等が確認できる場合は、当局と協議のうえで替えることができるものとする。

消火栓標識柱姿図

575型
新建植

標識板直径575mm



様式 3

標 識 柱 台 帳

場 所					
番 号		設置年月日			
付近目標物		広告	有 無	添加 内容	
[設置場所周辺図]					
[備 考]					

消火栓標識柱設置事業開始申請書

横浜市消火栓標識柱に関する要綱第 3 条の規定に基づき、横浜市内における消火栓標識柱設置事業を開始の承認を受けたいので申請します。

年 月 日

消防局長

申請者住所
名称及び代表者の氏名

事業名	
事業者詳細	会社名： 住所： 代表者名： 連絡先：
事業目的	
事業区域	
事業の内容	
加入保険	標識設置事業にともなう損害賠償責任に備え、以下の保険に加入します。 会社： 補償内容： 契約書（写）：
標識柱の仕様等	
事業廃止時の措置	

消火栓標識柱設置事業開始申請回答書

住所
氏名 様

横浜市消防局長



年 月 日に申請のありました消火栓標識柱設置事業開始については、次の条件を付けて承認します。

条 件	
1	横浜市消火栓標識柱に関する要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
2	要綱第13条に基づき協定を締結すること。
3	業務の開始は、前項に基づき協定締結後とすること。
4	協定締結時に添付する書類
(1)	要綱第4条第2項に基づく法人登記簿の謄抄本又は登記事項証明書の写し
(2)	要綱第4条第3項に基づく事業廃止時の措置に関する誓約書
(3)	要綱第15条第2項に基づく損害保険契約書の写し